

入間市国民健康保険条例新旧対照表（第 1 条関係）

改正後	改正前
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第 6 条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）、国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。<u>以下同じ。</u>）、又は地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）の規定によつて、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。</p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>第 1 条 この条例は、昭和 34 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条国民健康保険運営協議会に関する規定については 1 月 1 日から適用する。</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</u></p> <p>第 2 条 給与等（所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第 1 項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第 3 条第 6 項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。</u>）は、その労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第 6 条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）、国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。<u>次条第 2 項において同じ。</u>）、又は地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）の規定によつて、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、昭和 34 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条国民健康保険運営協議会に関する規定については 1 月 1 日から適用する。</p>

金を支給する。

2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3か月の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する額（その額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、当該額が健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する額（その額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。）を超えるときは、その額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6か月を超えないものとする。

第3条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第4条 附則第2条の規定にかかわらず、傷病手当金の支給は、同一の事由につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定によつて、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

第5条 附則第2条から前条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合の傷病手当金の支給について、適用する。

人間市後期高齢者医療に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
<p>(市において行う事務)</p> <p>第2条 市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、埼玉県広域連合条例に規定された事項に付随する次の各号に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 埼玉県広域連合条例第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</u></p> <p><u>(9) 略</u></p>	<p>(市において行う事務)</p> <p>第2条 市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、埼玉県広域連合条例に規定された事項に付随する次の各号に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 略</u></p>